

立コミ本第217号

2024年9月6日

佐賀県知事

山口祥義様

九州電力株式会社

代表取締役

社長執行役員

池辺和弘

玄海原子力発電所4号機の保安規定に定める動作確認期限の超過に伴う
運転上の制限の逸脱に係る原因と対策について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第6条第7号に基づき、2024年7月25日付け立コミ本第144号にてご連絡いたしました玄海原子力発電所4号機の保安規定に定める動作確認期限の超過に伴う運転上の制限の逸脱につきまして、原因と対策について取りまとめました。

つきましては、別紙のとおりご報告申し上げます。

今後とも、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいる所存でございますので、よろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具